

関西大学大学院法務研究科（法科大学院）アドバイザリー・ボード規程

2019年4月1日

制定

（趣旨）

第1条 この規程は、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第6条の2が規定する教育課程連携協議会として関西大学大学院法務研究科（以下「本研究科」という。）に設置するアドバイザリー・ボードについて必要な事項を定めるものとする。

（アドバイザリー・ボード）

第2条 本研究科は、法曹界、産業界等との連携により、質の高い教育課程を編成し、円滑かつ効果的な教育研究を行うため、アドバイザリー・ボードを設置する。

2 アドバイザリー・ボードは、以下の委員をもって構成する。

- (1) 法曹実務に関し豊富な経験を有する者
- (2) 産業界における法律実務に関し豊富な経験を有する者
- (3) 地方行政における法律実務に関し豊富な経験を有する者
- (4) 専任教員のうち研究科長が指名した者
- (5) その他研究科長が必要と認めた者

3 構成員の過半数は、原則として本学教職員以外の者とする。

（議長）

第3条 アドバイザリー・ボードは、研究科長が招集し、議長となる。

2 研究科長に事故あるときは、副研究科長がその任務を代行する。

（職務）

第4条 アドバイザリー・ボード委員（以下「委員」という。）は、本研究科の充実・発展のための助言を行う。

（委嘱の手続）

第5条 委員は、本研究科教授会の発議に基づき、学長が委嘱する。

（委嘱期間）

第6条 委員の委嘱期間は、1年以内とする。

2 委嘱期間満了後、委員を再度委嘱するときは、前条の手続を経なければならない。

（報酬）

第7条 委員の報酬は、別に定める。

（交通費）

第8条 委員の交通費は、別に定める。

（事務）

第9条 この規程に関する事務は、学部・大学院事務グループの所管とする。

（規程の改廃）

第10条 この規程の改廃は、本研究科教授会の議を経て行う。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2020年4月1日から施行する。